

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第110号)により期限猶予措置の対象となった病院・薬局の状況について

<結果の概要(ポイント)>

- 5月・6月の2ヶ月ともに未回収の病院・薬局はかなりの減少
(322 → 99 病院 1,784 → 1,039 薬局)
- 4月に義務化期限を迎え、かつオンライン請求に移行できていない病院・薬局は大幅に減少 (1,116 → 725 病院 2,903 → 1,352 薬局)
- オンライン請求への準備が特に遅れている病院・薬局も着実に減少
(225 → 162 病院 819 → 515 薬局)

1 経緯

- (1) 標記省令により、本年4月にオンライン請求の義務化期限を迎えた病院・薬局のうち、5月請求分においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして、緊急避難的に準備に必要な期間、義務化期限を延長。
具体的な期限については、オンライン請求に向けた準備状況について実態把握した上で、半年以内を目途に定めることとしているところ。
- (2) このため、猶予期限措置の対象となった病院・薬局から、状況届を毎月審査支払機関に提出させ、実態把握することとしたところ。
- (3) 提出された状況届の内容を踏まえ、まだオンライン請求を行っていない病院・薬局が半年以内を目途にオンライン請求に移行できるよう、審査支払機関から勧奨を行っているところだが、今般、6月請求分に係る状況届について審査支払機関から別添のとおり報告があった。

2 状況届の概要(社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)分)(P5~16参照)

- (1) 6月22日までに提出のあったものについての状況を集計したもの。
- (2) 病院(レセコンを使用している病院で、5月請求時にオンライン請求していない病院)
 - ① 未回収は322病院(5月請求分に係る状況届(6月3日㍻)) → 378病院(+56)
ただし、5月請求分・6月請求分のいずれも未提出のものは99病院に減少(△223)
 - 上記99病院 → 重点的に勧奨
 - 審査支払機関において6月に新しく勧奨対象となった病院の登録が漏れていたこと等により、状況届の提出依頼自体が未送付だったもの

- 27 病院 → 今後こうした事態が発生しないよう、十分留意
 - 5 月請求分を適切に提出済みのもの
 - 230 病院 → 7 月請求時以降も提出を求める
 - ※なお、6 月請求分に係る状況届は 5 月請求分に係る状況届を病院・薬局に送付する際に併せて送付している。
 - ② 状況届を回収できた病院のうち、この 4 月に義務化期限を迎え、かつオンライン請求に移行できていないものは 1,116 病院(5 月請求分) → 725病院 (Δ391)
 - (3) 薬局(レセコンを使用している薬局で、5 月請求時にオンライン請求していない薬局)
 - ① 未回収は 1,784 薬局(5 月請求分) → 2,362薬局(+578)
 ただし、5 月請求分・6 月請求分のいずれも未提出の薬局は 1,039 薬局に減少(Δ745)
 - 上記 1,039 薬局 → 重点的に勧奨
 - 審査支払機関において 6 月に新しく勧奨対象となった薬局の登録が漏れていたこと等により、状況届の提出依頼自体が未送付だったもの
 329 薬局 → 今後こうした事態が発生しないよう、十分留意
 - 5 月請求分を適切に提出済みのもの
 807 薬局 → 7 月請求時以降も提出を求める
 - ※なお、6 月請求分に係る状況届は 5 月請求分に係る状況届を病院・薬局に送付する際に併せて送付している。
 - ② 状況届を回収できた薬局のうち、この 4 月に義務化期限を迎え、かつオンライン請求に移行できていないものは 2,903 薬局(5 月請求分) → 1,352薬局(Δ1,551)
- (4) 725病院と1,352薬局の主な内訳は以下のとおり。(以下、カッコ内は 5 月請求分との差)
 - 特に準備が遅れている、レセ電の申込み予定や回線敷設の予定がない病院・薬局数は着実に減少してきているところ。

○ オンライン請求への準備がほぼできていると考えられる病院・薬局

病院 203 (Δ220) 薬局 542(Δ1,114)

・「オンライン開始届を提出しているもののオンライン請求せず」 病院 158 薬局 426

・「オンライン開始届を提出していないがオンライン請求できる状況」 病院 45 薬局 116

○ 回線敷設(*)の予定がない病院・薬局

病院 68 (Δ21) 薬局 91(Δ44)

・「レセ電実施済みで、回線敷設予定なし」 病院 38 薬局 64

・「レセ電申込済 or 申込予定なし+ 回線敷設予定なし」 病院 30 薬局 27

(*) 薬局については、回線敷設に関しては、自ら敷設する場合だけでなく代行送信を利用す

る場合も含む。

○ レセ電申込予定なし 病院 94 (△42) 薬局 424(△260)

3 勸奨結果の概要(支払基金分)(P27~P38参照)

5月請求分に係る状況届の内容を踏まえ、審査支払機関から取組が遅れている病院・薬局への勸奨を行ったところ。

(1) 改善が見られた点

- 状況届が未提出の病院 396 に対し、335 回の勸奨を行った結果、6月請求において、うち 32 病院がオンライン請求に移行
- 状況届が未提出の薬局 1520 に対し、1022 回の勸奨を行った結果、6月請求において、うち 223 薬局がオンライン請求に移行
- オンライン開始届を提出しているもののオンライン請求しなかった病院 232 に対し、234 回の勸奨を行った結果、6月請求において、131 病院がオンライン請求に移行
- オンライン開始届を提出しているもののオンライン請求しなかった薬局 1003 に対し、895 回の勸奨を行った結果、6月請求において、646 薬局がオンライン請求に移行

(2) 改善が不十分だった点

- レセ電申込み予定なしの病院 157 に対し、162 回の勸奨を行ったものの、14 病院が「申込み予定あり」に、47 病院が「検討中」にとどまり、6月請求においてオンライン請求できたのは 5 病院のみ
- レセ電申込み予定なしの薬局 666 に対し、550 回の勸奨を行ったものの、12 薬局が「申込み予定あり」に、100 薬局が「検討中」にとどまり、6月請求においてオンライン請求できたのは 8 薬局のみ

4 今後の対応

今後も、引き続き、状況届が依然として未回収の病院・薬局や上記2(4)のうち準備が遅れている、レセ電申込予定がない、又は回線敷設の予定がないものに特に重点をおいて、審査支払機関から勸奨等を行うこととしている。

注) 支払基金分のデータと国民健康保険団体連合会分のデータ間で、数値にずれが生じている理由は主に以下のとおり。

○ 国保連においては、

- ・ 病院・薬局に対する状況届の送付が支払基金と同時期ではなかったため、状況届の内容を踏まえた勧奨を行う期間が必ずしも十分には確保できなかったこと。
- ・ 国保連によっては、6月請求分の回収分と5月請求分の回収分が混在している可能性があること。

<参考>

都道府県別の内訳データとして、以下を添付している(以下、支払基金のデータ)。

1 病院

- | | |
|--|--------|
| ① 未回収 | 378 病院 |
| ② レセスタ対応機種+レセ電申込み予定なし | 94 病院 |
| ※ レセスタとは、国が開発したソフトで、既存のレセコンからレセプト出力情報を取り出して、電子レセプトに変換するソフト | |
| ③ レセ電実施済み+回線敷設申込予定なし | 38 病院 |
| ④ レセスタ対応機種+「レセ電申込済 or 申込予定あり」+「回線敷設申込予定なし」 | 30 病院 |

2 薬局

- | | |
|---|----------|
| ① 未回収 | 2,362 薬局 |
| ② レセ電申込予定なし | 424 薬局 |
| ③ 「レセ電実施済み」+「回線敷設 or 代行送信いずれも申込予定なし」 | 64 薬局 |
| ④ 「レセ電申込済 or 申込予定あり」+「回線敷設 or 代行送信いずれも申込予定なし」 | 27 薬局 |